

平成 29 年度第 2 回消費生活審議会会議録

開催日時：平成 30 年 1 月 18 日（木）午前 10 時～12 時 00 分

開催場所：本庁舎 2 階第 4 委員会室

出席委員：市川達也委員、加藤房子委員、鎌田健司委員、佐々木伯朗委員
佐藤郷美委員、佐藤広行委員、高橋玲子委員、高橋玲子委員、
高山真里子委員、渡辺達徳委員、

市民局：村山市民局長、小林市民局次長、新妻生活安全安心部長、消費生活センタ
ー櫻井所長、藤田消費生活係長、植木相談啓発係長、伊藤主任

議題（1）会長・副会長の選出について

（司 会）審議会の定足数についてご報告いたします。本日は委員の全員が出席しておりますので、会議は成立となることをご報告申しあげます。

それでは、ただ今より平成 29 年度第 2 回仙台市消費生活審議会を開会いたします。それでは、議題（1）の会長・副会長の選出を行います。暫定で新妻生活安全安心部長が進行を務めさせていただきます。

（生活安全安心部長）よろしくお願ひします。仙台市消費生活条例施行規則第 28 条第 1 項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選により定めなければなりません。いかがいたしましょうか。

（加藤委員）会長に、前期も会長を務められた渡辺委員を推薦したいと思います。

（生活安全安心部長）ただいま加藤委員から「会長に渡辺委員」というご意見がありました。いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、会長を渡辺委員にお願いすることに決定いたしました。次に、副会長ですが、いかがでしょうか。

（渡辺会長）佐々木委員にお願いできますでしょうか。

（生活安全安心部長）副会長に佐々木委員というご意見がありました。いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは副会長は佐々木委員に決定いたしました。それでは、これをもちまして会長・副会長の選出は終了とし、司会にお返しします。

（司 会）それでは渡辺会長、佐々木副会長お席の移動をお願いいたします。

（会長、副会長座席の移動）

（司 会）それでは渡辺会長、佐々木副会長に一言ずつご挨拶をいただきます。

（渡辺会長）消費生活基本計画は 3 年目に入り大事な時期になってまいります。引き続き委員を継続いただける皆様の経験に新しく委員となる皆様の知見を加えまして委員会を運営していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

（佐々木副会長）消費生活審議委員として、以前に 1 期務めさせて頂きました。私の専門が経済学ですので、まさに消費生活は直接かかわる分野でございますが、不慣れな部分もあろうかと思ひますので、ご指導を仰ぎながら務めさせていただきます。

きますのでよろしく申し上げます。

- (司 会) ありがとうございます。それでは、これより議事の進行につきましては、規則第29条第1項の規定によりまして、渡辺会長にお願いいたします。

議題(2)の会議及び会議録の公開について

(渡辺会長) よろしくお願ひいたします。まず、議題(2)の会議及び会議録の公開について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 会議の公開につきましては、「仙台市附属機関の設置及び運営の基準に関する要綱」の規定により、公開・非公開を審議会で決定することになっております。また、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日は、これに該当しませんので、公開となります。なお、会議録を作成して、市政情報センターに送付し、閲覧に供しますことを申し添えます。

(渡辺会長) それでは、本日の審議会は公開とすることよろしいですか。

(一同異議なし)

本日の審議会は公開とします。

議題(3)の会議録署名委員について

(渡辺会長) それでは、議題(3)の会議録署名委員について事務局より説明願ひます。

(事務局) 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度、委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度等を採用することとなっておりますことから、会長のほか、本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員1名を決めていただくものでございます。

(渡辺会長) 本日の出席委員の中から署名委員を決めなくてはならないということですので、どなたかいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ、順次名簿順としたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同異議なし)

(渡辺会長) 今回は市川委員にお願いします。

議題(4)の仙台市消費者行政の概要について

(渡辺会長) それでは、議題(4)の仙台市消費者行政の概要について、消費生活センターより説明願ひます。

(センター) 本市の消費者行政の概要についてご説明いたします。初めに、関係条例と当審議会に関してでございます。本市におきましては、消費者の利益の擁護を図りながら消費者の自立を支援していくと共に、事業者と消費者との協力により、消費者の権利の確立を目指し、消費生活の一層の安定と向上を図るため、仙台市消費生活条例を平成16年に制定いたしました。当審議会は、この消費生活条例に基づき、市民の消費生活の安定と向上に関する事項を調査審議するために設置された附属機関でございます。また、平成24年に制定されました「消費者教育の推進に関する法律」で設置に努めることとされた「消費者教育推進地域協議会」の役割も、平成26年から当審議会が合わせて担っていただいております。審議会におきましては基本計画の在り方やその進捗状況などについてご提言をいただき、消費者教育推進地域協議会におきま

しては、消費者教育の推進に係る様々なテーマについて、ゲストスピーカーを交えながら情報共有を図ると共に、ご提言をいただいております。平成31年10月末までの任期でお願いしている今期におきましても、事業展開に関するご提言などを頂戴するとともに、消費者教育の推進についてもご意見をいただく予定としております。次に基本計画についてでございます。こちら、消費生活条例に基づき、本市の消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「仙台市消費生活基本計画」を策定し、施策の実施にあたっております。平成18年3月に最初の計画を策定いたしまして、現在の計画は、お手元にありますオレンジ色の冊子でございますが、28～32年度を計画期間とする3期目の計画となっております。計画策定にあたりましては、前の期の審議会におきましてご意見や事業展開に関するご提言などを頂戴したところでございます。基本計画の概要について、A4両面印刷でお配りしている資料1の概要版をごらんいただきながらご説明させていただきます。1. 策定の趣旨にありますとおり、平成28～32年度を計画期間とした今期計画は、昨今の高齢化の進展、インターネットの急速な普及による取引のグローバル化、ボーダーレス化等に伴う消費者被害の多様化、複雑化、消費者教育の推進に関する法律の施行など、消費者及び消費者行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、前期計画の再構築を図ったものでございます。策定にあたりましては、消費者が安全に安心して暮らせる社会、消費者市民社会を目指す計画とし、また、消費者教育の推進に関する法律で策定に努めることとされる消費者教育推進計画を含んだ基本計画としております。さらに、消費者市民社会の理念を市民と共有し、幅広い主体との協働によりその実現を目指す内容としております。次に、2. 計画の構成をごらんください。網かけをした部分が消費者教育推進計画を兼ねる部分となります。具体的には第1章、第2章、第3章及び第4章の重要課題2及び5、さらに第5章となります。3. 計画のポイント(1)でございます。基本計画の第2章では、近年の消費者をめぐる状況の変化や消費者トラブルの傾向、消費生活相談の状況について記載しております。基本計画の第3章では、消費者市民社会という概念について説明しております。この言葉は消費者教育という言葉ともども、まだまだ浸透しているとは言えない言葉ですので、この章で詳しく説明し、さらに消費者市民社会を目指す消費者教育を市民の皆様、地域、学校、市民団体、事業者団体などとの協働により推進していくこととしております。以上の総論を踏まえ具体的な施策の展開につきましては、裏面の、4. 次期計画のポイント(2)をごらんください。基本計画の第4章、計画推進のための施策では、重要課題IからVとして消費生活の安全・安心の確保、消費者市民社会を目指す消費者教育・啓発の推進、消費者被害の防止及び救済、高齢者等、特に支援を要する消費者への対応、多様な主体の連携の推進を掲げました。これらの重要課題のもと、各施策の方向性を定め取り組みを実施することとなります。消費者問題は衣食住にかかわることや契約トラブル、悪質商法の被害の防止、救済、防災、環境、生産や流通、

福祉、情報リテラシー、そして生涯にわたる教育、学習といったように非常に間口が広く、消費者行政にかかわる部署、団体等多岐にわたってまいります。関係する主体が連携を強化して課題を共有し、総括的に推進していくことを目指しております。なお、計画上定期的な点検評価と、フィードバックによる進行管理を毎年度行うこととしておりまして、平成29年度の施策の実施状況につきましては、次年度第1回目の審議会でご報告させていただき、ご意見等いただく予定としております。つぎに、本市の消費者行政を担当している消費生活センターの組織や業務内容などについて、お手元にお配りしている黄色の表紙の「仙台市消費者行政の概要」により、簡単にご説明いたします。こちらの1頁をご覧ください。センターが所管する業務を、4つの体系に分けております。1つ目が「消費者行政の企画・調整」となっておりまして、消費生活条例の管理、消費生活基本計画の策定及び進捗管理、消費生活審議会の運営、国や他の自治体、関係機関との連絡調整などでございます。2つ目が「安全・安心な消費生活基盤の確保」でございまして、消費者が商品を選択するときの判断基準となる表示に関する調査や指導などの、商品の適正な表示の推進や、電気メーター・ガスメーターなどの検定有効期間の確認、スーパーなどに出向き、販売されている食品の量目、重さが正しく表示されているかどうかを検査する立入検査など、適正な計量の確保などを行っているほか、生活関連商品の価格調査、商品の安定供給に関する事業がございまして、3つ目が「消費者被害の救済と防止」でございまして、資格を持っている専門の消費生活相談員による相談窓口を設置し、消費者から、商品の購入やサービスの契約などに関する消費者トラブルの相談を受け、解決に向けた事業者との斡旋などの支援を行っております。また、消費者被害防止のために、国や県、警察などの行政機関を始め、弁護士会や司法書士会、民生委員や地域包括支援センター、市民団体・事業者団体など、さまざまな関係機関等との連携・協力関係の構築にも努めているところでございます。4つ目が「消費者教育・啓発の推進」でございまして、国においては、先ほども申しましたが、平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」を施行し、消費者教育の推進を重点項目に掲げましたが、本市では、昭和50年代の早い時期から、消費者教育・啓発を施策の柱の一つとして取り組んでまいりました。消費者が主体的に、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」を実現するために、学校現場と連携し、児童・生徒の発達段階に合わせた教材の開発や出前授業などの消費者教育を実施する他、生涯における、それぞれのライフステージに合わせた消費者教育・啓発を行っております。これらの具体的な取組み内容につきましては、後ほど、この概要をご高覧いただければと存じますが、消費生活相談の現状について、若干説明をいたします。恐れ入りますが、13頁をお開きください。平成28年度に当センター消費生活相談員が受付しました相談は7,710件で前年度に比べて589件減少しております。相談件数の5カ年度推移を〈図1〉にお示ししております。平成24年度に6,885件だったものが、26年度には8,339件

と、震災直後に大幅に減少したものがその後増加に転じておりましたが、27年度、昨年度と減少となりました。今年度も11月末速報値で5,150件弱となっております。前年度同時期と同様の件数となっております。また、どの様な方からどの様な相談が寄せられているかにつきましては、13頁から23頁で説明しておりますが、今年度も含めて、携帯電話やパソコンなどのインターネットを利用したサイトからの不当請求、架空請求などのデジタルコンテンツに関する相談が、全ての年代の方から多く寄せられている状況でございます。また、70歳以上の高齢者からの相談が全体に占める割合は高い水準が続いております。70歳以上の高齢者の特徴といたしまして、昨年度は消火器のリース契約に関する相談が急増し、今年度も同様の状況が続いております。私たち消費者を取り巻く環境は、高度情報化の進展や取引のグローバル化などによりめまぐるしく変化しております。消費者トラブルも多様化し、より複雑化・深刻化しております。安全・安心で持続可能な暮らしを実現するためには、法制度の強化や整備だけでは対応が難しくなっております。消費者自身が被害を回避したり、被害にあったときには相談したりするなど、適切に対応する力「消費者力」を身に付ける必要がありますので、消費者教育・啓発には、力を注いでいるところです。また、高齢化の進展などにより、自立が困難な消費者に対する見守りと支援もますます重要となっておりますことから、関係機関などとの連携強化にも努めているところでございます。市民協働により「消費者が安全に安心して暮らせる社会」を目指すとともに、「消費者市民社会」という、まだまだ馴染みの薄い言葉・概念を市民に浸透させていくという、なかなか難しい課題もございます。委員の皆様方には、何かとご指導を仰ぐ機会も多くなると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺会長) ただいま、センターから説明がありました。それでは、今のご説明に対し、何か質問、ご意見がありましたらお願いします。

(加藤委員) 何点か質問があります。まず、消費者行政の概要の4ページについて質問があります。ここは前年比予算の表となっておりますが、増減額の理由を教えてください。(2)の安全・安心な消費生活基盤の確保の予算が増額になった理由、併せて(3)も増えた理由。また、これだけ消費者トラブルが発生している中で(4)と(5)の予算が減額となった理由をご説明願います。(5)消費者行政推進事業は、国からの交付金の関係もあろうかと思いますが、高齢者等の消費者被害防止という重要な課題を抱えている予算なので、減額の理由を特にお聞きしたいです。加えて17ページと30ページが関連しているので質問です。訪問販売にあたって高齢者の方がだいたい被害にあっている状況で、「悪質な訪問販売お断りステッカー」について第2回の会議で議題となったようですが、私も宮城県の消費生活審議会を傍聴しましたが、知事の定例会の「悪質な訪問販売お断りステッカー」を法的根拠に基づく内容にするという発言を受けて、ステッカーの内容を協議していくことになっていきます。仙台市も多発する高齢者被害に対して、条例改正等を考えていないの

か、お尋ねします。最後になります。県の消費生活審議会の中で、県内の高校が宮城県の出前講座をお願いしたが、生徒は理解ができていないようだったという厳しい発言がありました。県は出前講座の内容を見直す発言がありました。中学校等の消費者教育で困っている点や要望があればお聞きしたいと思います。

(渡辺会長) ありがとうございます。3点のご質問がございました。まず1点目の予算について、センターからお願いします。

(センター) 消費生活の概要4ページの予算についてお答えします。まず、(2)の増額分ですが、表中の内容に記載しております適正計量の実施として、有効期間の定めのあるはかりの定期検査については宮城県計量協会を指定定期検査機関として実施しております。この定期検査を実施するのに不足する経費を仙台市が補助金として支出しているものです。はかりの定期検査は2年に1回ですので、市内5区を2つにわけて実施していますが、定期検査対象のはかりの数が多い年と少ない年で手数料収入が増減します。したがって、仙台市の補助金の額も増減することになっています。(5)につきましても県を経由しての国からの補助金が削減されている影響もあって、このような予算額になります。もう一つの「悪質な訪問販売お断りステッカー」については、安全を守る連絡協議会の中でも検討いたしまして、仙台市が作成したステッカーを配付しました。今年度の配付先としましては民生児童委員様や包括支援センターです。協議会の中で要望があったので、説明書きもステッカーと一緒に配付しました。来年度も社会福祉協議会を通じて高齢者等広く配付する計画です。ステッカーについて法的な効力を付するという件につきましても宮城県が県域をカバーすれば、仙台市も含まれる状況でございます。消費者庁の方でも、なかなか難しいと判断されたこともありますので、宮城県の動きを見ていきたいと考えています。

(加藤委員) 訪問販売お断りステッカーについてですが、このステッカーは民生委員が各家庭に配付したほうが良いという話を民生委員からお聞きしました。民生委員の話によると法的効力のないステッカーでは、逆に、断りきれない人がここには住んでいるのだな、という目印を与えて、狙われやすい状況になることを心配しているという話を承ったので、ステッカーに法的効力がないとどうなのかなと思って質問しました。

(センター) ステッカーが目印になってしまうという懸念が出ていることは、承知しております。ステッカーを貼っただけで、被害から逃れられるとは考えておりません。このようなステッカーの配付を通じて、民生委員や地域とのつながりも含め、地域の力を借りながら啓発していくことが大切と考えています。

(渡辺会長) ありがとうございます。特商法の改正で、いわゆる「お断りステッカー」制度の導入が見送られてしまった経緯がございます。一方、条例で規制する方法を検討している自治体もあると聞いております。しかしながら、特商法で規定していないものを条例で定めることについては、課題も多いようです。仙台市が先駆けて制定したらどうでしょうかというご意見がございました。

が、宮城県、仙台市も状況を見極めながら検討していくとのことですので、加藤委員1点目、2点目の質問は、これでよろしいでしょうか。

(加藤委員) (了)

(渡辺会長) それでは、3点目の質問に入ります。学校への出前講座について中学校の状況を佐藤郷美委員から紹介いただいてよろしいでしょうか。

(佐藤(郷)委員) 中学校の家庭科では、消費生活と環境というくくりで学びます。消費者行政の概要の31ページに記載されております、小、中、高の社会科、家庭科の教員が集まって消費者教育に関する会議を毎年行っております。その中で出前講座などをご紹介いただき、31ページ(1)に記載されている学校が実施しています。アエルに自分づくり教育を延長したファイナンスパークがありまして、そこでの研修が中学生に義務づけられており、かなり消費者教育と重なっております。出前講座については、なかなかいい内容で、当審議会の弁護士の鎌田先生にも来ていただいてご指導いただいているところです。私も現場で教師をしていた時に商品の選択と購入、クーリングオフなどを詳しく説明して頂いた経験がございます。ただし、中学校ではなかなか時間をとるのが難しい状況です。また、教員の消費者教育の研修として31ページ(2)のところに記載されておりますが、教員にも学んでもらおうということで、消費生活センターとタイアップして実施しております。また、消費生活センターと教員が連携してウェブサイトにも小学生用教材をアップして消費者教育の啓発を図っております。

(渡辺会長) ありがとうございます。加藤委員よろしいでしょうか。

(加藤委員) (了)

(渡辺会長) 成人年齢の引き下げが徐々に見えてきておりますので、高校、中学への出前講座が次第に増えてくる必要性、可能性がございます。今後もこの審議会でご議論いただければと考えます。ほかに何かございますか。

議題(5) 消費者問題に関する意見等について

(渡辺会長) それでは議題(5)に参りたいと思います。今回は新しい委員による第1回目の会議ということで、5名の方が新しく就任されておりますので、自己紹介を兼ねて、皆様の日頃の活動紹介や、消費生活問題に対して考えていることやご意見・ご提言などをお話しいただきたいと思います。消費生活問題は私たちの日常生活・経済活動のほとんどの部分をカバーする問題であると考えますので、お話しいただく内容は、例えば「消費者被害の防止」「消費者教育」「消費生活をめぐる社会の課題」「消費者行政のあり方」など、いかなる観点からでも結構です。時間の関係もございますので、おひとり3分程度でお願いします。では、市川委員お願いします。

(市川委員) 地域包括支援センターについてご説明します。高齢の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように介護、福祉、健康、医療など様々な面から支援を行う地域の高齢者支援窓口として平成18年4月に設置されまして今年で12年目を迎えます。仙台市は全て委託で運営されています。現在は中学校校区を基準として市内50か所に設置されています。保健師、社会福

社士、主任介護支援専門員などの資格をもった職員が配置されております。仙台市地域包括連絡協議会は市内 50 センターが会員となりまして、職員向けの研修や関係機関と協力、連携を主に行っている協議会となります。消費者問題については消費者被害の防止のための啓発活動、相談については警察などの専門機関と連携して解決に向けた支援を行っております。支援センターで相談対応や地域とのかかわりで感じることでありますが、高齢者の独り暮らしや高齢者のみで構成する世帯が年々増えてきています。併せて、認知症など理解力や判断力の低下した高齢者も増えてきています。そのため、これまで以上に悪質業者の入り込みやすい環境になっていると現場では感じております。今後も判断力の低下した高齢者が増加することが予想されますので、被害防止に向けた啓発活動、高齢者を見守る支援者、早期発見による被害回復、拡大の防止などには、ますます関係機関の連携の強化が大切であると感じております。

(渡辺 会長) ありがとうございます。では次に加藤委員をお願いします。

(加藤 委員) 本日、机上に配付させていただいた資料がございます。これは、昨年 8 月 8 日に宮城県、仙台弁護士会、NPO 法人消費者市民ネットとうほくの 3 団体が主催として開催された消費生活セミナー「若者の消費者教育を考える」に参加した時の報告書です。この中で、これまでの日本にはない視点での話が頂けたので、皆さまに紹介いたします。このセミナーの講師の方のお話では、商品を購入する場合に何を選ぶか選ばないかを意識した買い物は、企業への投票となり、社会を変えることにもつながることを多くの消費者は自覚する必要がある。特に日本人は、この辺の意識が薄いとお話されておりました。例として、情報をうのみにしない批判的思考力が浸透しており、消費者市民社会の取り組みが進んだスペインの話がされました。この批判的思考力というのは、高齢者や若者の消費者被害の防止に重要なことではないかなと講演を聞いて思いました。消費者に啓発する場合に「不審な電話に注意」などと決めつけた内容ではなく、どのような電話が不審なのかが伝わるような啓発をお願いしたいと思います。加えて、フェアトレードを題材とした「バレンタイン一揆」という映画を上映したところ、10代だけではなく50代、60代、70代の幅広い年齢層に強いインパクトを与えたものです。出前講座で講義を聞くのも大事ですが、映画という媒体を使って伝えていくことも大事だと考えています。次にこのセミナーでは名取高校が社会科、公民科、家庭科の先生がタッグを組んで社会に出たらどうなるかを想定した授業を実践した事例を紹介しており、素晴らしい内容のものでした。また、大学では「だます側」から見た消費者問題の予防と解決をロールプレイングで実践した内容が紹介されました。「だまされる側」だけではなく「だます側」での視点から出前講座でロールプレイングを取り入れるのも良いのかなと感じました。

(鎌田 委員) 弁護士の職業柄、日頃から消費者被害の相談や依頼を受けて活動を行っておりますが、併せて消費者教育を通じて消費者被害の予防の活動もしております。

す。つい3日前であります、仙台市の依頼を受けまして仙台市の小中学校の教員を対象として研修会の講師をさせて頂きました。消費者行政の概要32ページの一番上にあります仙台市教員研修フレッシュ先生4年次研修の場で2年続けてお話をさせて頂きました。今年は130人ぐらいでしたか。その中で消費者教育推進法、それから消費者市民社会について知っていますかと問いかけてみましたら、消費者教育推進法について知っている方が1人、消費者市民社会について知っている先生はゼロでした。もしかしたら、知っていても挙手していない先生がいたかもしれませんが、去年はどちらもゼロでした。いずれも浸透していない状況で自分たちの努力不足を感じました。年末に流行語大賞がありますが、消費者市民社会という言葉が流行語になるぐらい認識されるといいなと思います。広めるには、いろいろな方法が考えられますけども、やはり一番広められる方法としてはマスコミがあると思います。消費者教育とマスコミはうまくつながらないかも知れませんが、マスコミの方に取り上げられるような努力も必要かと思えます。今日の審議会も公開しているにも関わらずそのような関係の方の傍聴は無い状態であります。私は宮城県のいじめ関係の調査委員会の委員もしておりますが、そちらには多くのマスコミ関係の方が見えられていますので、そちらに比べると関心が薄いのかなと感じています。マスコミの方々は被害があると飛びついてきますが、そのような時にでも、消費者市民社会のことを取り上げてもらえるといいのかなと思います。併せて、そのような取り上げ方では、消費者市民社会の本質的な浸透は難しいので、今後も研修会の講師などを通じて広めていきたいと考えています。

(佐藤(郷)委員) 本校でも昨年11月に地域包括支援センターの方においで頂いて、3年生の学年PTA行事として「認知症について理解する」をテーマに子ども達を含めて学習しました。本校の区域は団地なので核家族が多いですが、話を聞いたあとにおばあちゃんがなぜそのような行動をとるのか分かったとか、おじちゃん、おばあちゃんにどのように対応すればいいのか分かったといった感想が寄せられました。若年性認知症についてカミングアウトした本を出版された方のビデオを題材に学習しました。家庭科の中でも新しい学習指導要領では、高齢者のことを触れていくこととなりますので、PTAからこの企画が上がった時に是非、実施して下さいをお願いをいたしました。また、アエルのファイナンスパークでの学習をしておりますが、今年は、ライフプランニング授業として、ソニー生命からファイナンシャルプランナーの方をお招きして実際に仮想の家族を想定して、6人1グループで収入や資産の運営をどのようにするのか等の将来のライフプランを作成していくものを行います。消費者教育は時代の流れに密接に結び付いたところがあるので、学校としてもアンテナを高くしてこれからの時代を生きぬく子ども達のためにも有意義な消費者教育を推進していくことが必要と考えております。

(佐藤(広)委員) ペットショップさまんを経営しております佐藤と申します。宮町商店街振興組合の理事長も仰せつかっております。今日はその辺を含めてお話させてい

たきます。今年は戌年ということで犬に注目があつまっていますが、犬は家畜となった最初の動物で狩猟時代から既に人間との付き合いが始まっています。犬は血族でなくても一緒に群れをつくる習性をもっています。私達人間も地域を家族として成長してきて良い所をどんどん吸収してきた歴史があります。最近インターネット等の普及により、だんだん地域より個人に焦点が絞られてきて、誰にも助けられなくても自分は生きられるのではないかという大きな勘違いを起こしてしまう社会、相手に対して何かをしてあげるとか何かをしてもらうというキャッチボールのできる社会、困ったときには隣の人に助けてもらえる環境をつくっていくことが、社会全体を良くするのではないのかなと思っております。地域の中でやっていければいいなと思います。30年前の宮町商店街は組合に入っている商店が98店舗ございましてその中の85店舗が物販でした。現在は83店舗で若干少なくなっておりますが、ほぼ最盛期と店舗数は変わりませんが中身をみると不動産、病院やサービス業を中心とした理容、塾が多く物販の店が20店舗ほどしかありません。商店街と言いつつも商品を販売する店舗が非常に少なくなってきた、生き残るにはそちらにいくしかないというのが現状であろうかと思いますが、個店の魅力をどんどん発信することによって地域の人たちとの触れ合いが求められ、そのことにより幸せが感じられる社会を商店街が地域の中で安心、安全を構築していくことをやっていければ良いと思っております。今、商店街としては東六小学校や北六小学校から不審者情報なども私の所にメールがきまして、私から商店街、商店街に入っていない店も含めて情報をメール配信しています。なにか異常なことが起きれば、みんなで目を向ける形で子供たちを守る仕組みに参画しております。消費者がより豊かになるには、個々の専門店がより勉強して、消費者に喜んでもらうようなものを作っていくことにより、結果として、地域がよくなることにつながっていくのではないかと思います。

(渡辺会長) ありがとうございました。次に高橋玲子委員はお二人いらっしゃいますが、ネットとうほくの高橋委員お願いします。

(高橋委員) 消費者市民ネットとうほくの高橋玲子と申します。よろしく申し上げます。今日は、はじめて消費者団体として参加させていただきました。私は行政の消費生活相談員を20年ほど勤めさせていただきました。その時にはセンターで案件の解決はできたとしても、問題のある事業者の広告や約款上の問題が解決できなければ被害が減らないというのが現状でありまして、もどかしい思いをしておりました。この市民ネットとうほくの前身であります新しい消費者行政をつくる宮城ネットワークを2008年に立ち上げることになり、参加することになりました。今日は、皆さまのお手元にパンフレットを配付させていただきました。これは、宮城ネットワークが2013年に市民ネットとうほくとして設立総会を行って、翌年の3月にNPO法人として登録を行っております。現在、会員は100名を超えておまして、弁護士の方や司法書士の方、学者の方、私と同じ消費生活相談員の方、一般市民の方、団体の

方の参加をいただいております。2014年には、私どもの団体の中で、消費者に不利な情報について申し入れを行う検討委員会を立ち上げまして、契約の不当条項等の110番を行いまして市民の方から情報提供を頂きました。この検討委員会で話し合われた中で、有料老人ホームの退所時の原状回復の条項やNHKや楽天ショップなどの消費者にわかりにくい条項や広告または約款などについて申し入れを行って改正につながっています。その後、3年間の活動を経まして、2017年4月25日に全国で15番目の適格消費者団体の認定を受けました。適格消費者団体とは、お手元のパンフレットの中間に記載してございますので、お目通しをいただければと思います。パンフレットに吉岡理事長のご挨拶で述べております、不当な条項や契約に「待った」をかける資格が付与されたということで、差止め請求ができる適格消費者団体になりました。現在も申し入れを行っている案件が数社ございますので、差止め請求の準備も同時に進めています。団体名の「消費者市民」に込められた思いがパンフレットに記載しております。多くの方に当団体を知っていただき、不当と思われる情報を積極的にお寄せいただき、それを改善することで消費者市民社会へつながっていくと考えております。これからも団体の設立の初心を忘れず活動をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

- (渡辺会長) ありがとうございます。続きまして、一般公募の高橋委員をお願いします。
- (高橋委員) 一般公募で審議委員になりました高橋玲子と申します。よろしく申し上げます。私ごとですが、つい最近、自宅の全面リフォームをいたしました。その時にこちらの示した予算を大幅に超える見積りが出てきて、大変揉めて、工事をストップしたりとか、親を有料老人ホームに入居させる時に契約で示された額と違う請求できたりとか、生活のあらゆる場面でなにか行動しようとした時にトラブルにあうことがありました。悪質というよりは、こちら側に非があったのかと思わせるような被害ですが、それを一つ一つ打ち破っていくことが難しい場面がありました。審議委員になったばかりなのに消費生活センターに相談にいかなければならないかと思うようなこともあったりしまして、本来、食べること、住むこと、暮らし全体は安全、安心であることが当たり前と思っているんですが、食べることも含めて安全ではないということが日常に溢れていますので、審議員の皆様のお話を聞いて非常に勉強になりまして、これからも勉強させていただきながら、私が所属する仕事場、地域で活動している町内会、女性の団体などに発信していけるヒントが審議員の皆様からたくさんお話をいただいたので、勉強させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- (渡辺会長) ありがとうございます。次に高山委員をお願いします。
- (高山委員) 仙台市若林区で農業をしております高山真里子と申します。よろしく申し上げます。最近では国の農業女子のプロジェクトに入って活動したり、製造グループ作って活動したり、最近ではデベロッパー、デザイナー、コーディネーター等と一緒に会社をつくり農業を発信する活動をしています。最近、

野菜が高い高いと言われて、同じレタスが先週は 300 円、今日は 500 円、来週は 100 円になるかもしれないという状況で、同じ野菜なのに変な状況ですよ。結局、それはマスコミや大手スーパーによって値段がコントロールされているだけであって、実際は同じ野菜であるということを消費者に教育してほしいなと思います。仙台市の野菜は、それほどまでに不足しているわけではありません。宮城県は地産地消の割合が他県に比べて、ものすごく低いんです。消費者には地産地消を考えて行動してほしいなと思います。最近では、GAP（ギャップ）、HACCP（ハサップ）、表示の変更などが新聞に流れています。本当に消費者がそれを理解しているのかなと感じており、法律が変われば消費者への教育も変わっていく必要があるのではと考えています。

（渡辺会長）ありがとうございました。では、佐々木副会長お願いします。

（佐々木副会長）東北大学経済学研究科の佐々木と申します。東北大学というのは他県からの受験者の割合が多いと思います。したがって一人暮らしがかなり多く、在学中に 20 歳になり成人を迎え、社会に直面する人たちでもあります。そのような学生たちが社会に直面せざるを得ない状況の中で、消費者としての知識を持つことは重要だなと思います。しかしながら、通常の大学教育で消費者教育を学生たちに教えているかというところと実際のところあまりやっていません。通常の授業では、それぞれの学部で専門的なことを教えることが中心となり、消費者の知っておくべきこと、消費者の役割などについて、勉強することは難しい状態であると思います。学生に対して、消費者問題のトラブル等を扱っているのは、おそらく学生生活協議会という学生生活専門の部署がございまして、そこでさまざまなことを議論するわけですが、消費の問題というのは、交通事故やカルト団体問題、ハラスメント問題とかございまして、どうしてもその中の一つになってしまっているのが正直なところなんです。いま、申し上げた学生生活も問題というのは、明らかに違法なものでわかりやすいものですが、消費の問題となるとどうしても契約の自由といいますか、学生が納得して契約したものと主張すると契約解消が難しいという問題もあると思います。また、最近ではインターネットの問題があります。学生のほとんどはスマートフォンを持っていますが、それを使って商品を購入することは普通に行われています。そのような所までは、教員、事務でも把握できないものですので、現実的に学生の中でどの程度消費に関するトラブルが起きているのかといったデータを私自身は見たことがありません。教育の場で授業を通じて実験的な形で消費者としての活動を実践していく取組み、今後は、国の財政が厳しいおり、個人資産の運用にシフトしていかざるを得ない状況の中で、いかに賢い消費者になっていけるか一人一人が考えていかなくてはならない問題だなと考えます。私の授業は財政学が専門ですので個人としてどのように資産運用していったら良いのかとか、貯蓄はどの程度必要なのかとか、税金との関わりもありますが、経済学の大きな原理として自分の効用をできる限り高めていくというのがありますので、できる限り消費者として

理想的な活動ができるように授業の中でやっていければいいなと考えています。

(渡辺会長) ありがとうございます。私も一言申し上げれば良いところがございますが、今、皆さま方からご意見をいただき、多様な経験、ご見識をお持ちの皆様にあつまっていただき、非常に力強く思いました。消費者行政の推進と消費者被害の防止に向けて、この審議会を一步でも前に進んでいけるように皆さま方のご協力を得て努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。せっきくの機会ですので、それぞれのご意見をいただいたことに対してご質問などございますか。

(加藤委員) 鎌田委員、佐藤郷美委員に同じ質問ですが、生徒を対象とした講義や講座をした時に感想を記載してもらっていますか。

(渡辺会長) 鎌田委員、佐藤郷美委員の順にお願いします。

(鎌田委員) 先日の教員を対象とした講義については、仙台市にとっていただき、講評をいただきました。生徒に講義する場合は、特にありません。確かにとったほうがよろしいかなと思います。

(佐藤(郷)委員) 基本的に授業の中で行ったものについては、感想等を書かせております。先日、包括支援センターから認知症関係でお話いただいた際は、支援センターの様式がございましたので参加者には、そちらに記入して学校で確認し、支援センターに送付しました。授業評価の必要もございますのでこのように実施しております。

(渡辺会長) ありがとうございます。他にはご質問ございますか。なければ、議題5は終了とします。

議題(6) その他

(渡辺会長) 次に次第では、その他となっておりますが、皆様から何かございませんか。なければ、これで議題を終わり事務局にお返しします。

(司 会) ありがとうございます。次回の審議会は7月頃の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、平成29年度第2回仙台市消費生活審議会を閉会いたします。

平成30年2月28日

仙台市消費生活審議会会長

渡辺達徳

会議録署名委員

市川達也

